体業者

用済み自動車を分解・

解体するためには許

可

が必要。

生活環境の保全、

リサイクルを

VOL.14 2004.5.1

発行:ラップ東京有限会社 http://www.raptokyo.com/

を抜粋し配信しております。

ご存知のとおり、 2005年1月に自動車リサイクル

な影響を受けるのでしょうか?そして、 るためのこの新法によって、 を持ちます。 が情報管理センターに登録され、 取り業者、 すというのが主旨。 メーカー、 行されます。 レッダー ダストはカーメーカー ・輸入業者がその処分の責任 使用済み車両の適正処分を目的にされたこの法は、 解体業者、 輸入業者など生産者にその処分までの責任を負わ 放置車両問題、 簡単にこの新法について考えてみたいと思い 一台の使用済み車両は、 破砕業者と適正に処分されていったか それぞれの業者たちはどのよう 処分場の不足問題などを回避す エアバッグやフロン、 自動車業界全体は、 オーナー から引 法が施 シュ カ l ま ていくため、インターネット接続の環境は不可欠。 つ ています。 後まで追跡調査していくことが簡単にできる仕組みになっ 使用済み車両がどのように処分されていったのかをその リサイクルルー

カー メ 1 カー ゴミ料金が負担になるため、 ゴミの発生を抑 どのような状況になっていくのか、気になるところです。

制された自動車の製造への取り組みが盛ん 例 シート 材を防音材へ・タイヤをセメ

リサイクルルートの窓口となり、

リサイクル

ント原材料へ)

引取り

業者

料金の払い込み確認を行う。

フロン類なし フロン類あり 解体業者へ 回収業者へ

り・引渡しの報告をする。 業者は登録が必要 インターネットから情報管理センター へ引取

東京都にて事前

相談予約受付け (5月20日から)

解体業・破砕業の許可

産業廃棄物対策課

03-5388-3471

環境局

リサイクル料金は

う。 法施行後に車を購入した場合はその時に、 わかりません おおむね2万円前後とのことです。(予定ですので確定金額は 用している場合は、 料金は、 車種 年式、 車検時、 装備などによって異なりますが、 処分する場合は処分時に支払 施行前に車

クル」「ゴミのゼロ化」 自動車と環境の関係は、 うです。 へ向けてスピードアップしていくよ 生産から処分に至るまで「リサイ

参考 ボディーショップリポート 03/07号

03-5388-3571 引取り業者・フロン類 回収業者の登録 環境局 環境配慮事業課

営業ツールを積極的に活用しましょう

車検・整備点検のお知らせやキャンペーン、割引チケット、新車販売のお知らせなどお客様に自社の「ボール」 を投げてみませんか? やってみなければ、何もはじまりません ラップ東京までお気軽にお問い合わせください

事業計画書などの提示もあるため許可取得のバー 流出防止、 適切に実施できる設備 油水分離装置 (外部を遮断する囲 排水溝などの設置) ίį を有 廃油廃

行に向けて

ている は高く 液 ഗ

トは「電子マニフェスト」として運用され

一台の